

仕 様 書

1. 件名 QSTパンフレットの制作

2. 目的 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）の事業内容を広く関係機関や一般の方に紹介するためのパンフレットを制作する。

3. パンフレットの仕様

(1) 日本語版及び英語版

(2) ページ数：40 頁

(3) サイズ：A4 版

4. 業務内容

QST が提供する記事、画像をもとにパンフレットの制作のためのデザイン・レイアウト、記事の校正、イラストの作成、提供した画像の色味調整・トリミングを行い、パンフレットの原稿ファイルを制作すること。これらの業務について、QST の事業内容等や記事の意図を、QST 担当者との打合せ等により、事前に十分把握した上で行うこと。

(1) 構成・デザイン・レイアウト

次に示す要素を満たしたうえで、表紙も含めパンフレット全体の構成・デザイン・レイアウトを行う。QST がこれまでに発行したパンフレットや広報誌の記事を最大限活用して行うこと。最終的な構成は QST 担当者と協議のうえ決定すること。

- 理事長ごあいさつ＋パーパス（見開き 2 ページ）
- QST の基本スキーム＋拠点 & 研究所体制の図（見開き 4 ページ）
- 最新トピック（最大 4 ページ以上）
- 9 研究所の活動（2 ページ× 9 研究所）
- 大型施設の紹介（2 ページ）
- 人材育成→大学院生、若手研究者向け（2 ページ以上）
- 働きやすい職場→事務職、技術職採用（2 ページ）
- 産学連携、HP への誘導を中心に→企業向け（1 ページ）
- 基礎データ（1 ページ）

(2) 記事などの校正

QST が提供した記事のうち日本語についての校正を行うこと。ただし、最終的な記載については QST 担当者と協議のうえ決定すること。

(3) イラストの作成

全体デザインや個々の記事の中で、必要となるイラストを作成すること。

(4) 提供した画像の色味調整・トリミング

QST が記事とともに提供する画像について、発色が不十分である場合などは必要に応じて色味の調整を行うこと。

(5) 原稿ファイルの形式

原稿ファイルは Adobe Illustrator で作成すること、ただし、フォントは Windows と macOS で共通して使用できるフォントを選択すること。

5. 納品について

(1) 納品物

完成したパンフレット原稿ファイル（印刷用版下データ）

(2) 納品方法

6. (1) の電子データを納品すること。

(3) 納期

令和 8 年 8 月 31 日（月）

(4) 納入場所：千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

QST 国際・広報部 国際・広報課

6. 検査

QST 担当者が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

7. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等

8. 届け出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに QST へ届け出ること。

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること

10. その他

- (1) 本業務に係る著作権及び機密保持は仕様書別紙に示すとおりとする。
- (2) 受注者は、本業務において得た情報を、業務の達成の目的以外に用いてはならない。
- (3) 本仕様書に記載の事項及び記載のない事項について生じた疑義については、QST と協議すること。
- (4) 本業務に係る諸経費は、全て本契約に含めること。

要求者 国際・広報部国際・広報課
韓 景奈

1. 著作権

- (1) 本請負契約にて制作したすべての制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、本契約の検収日に、受注者（以下、著作権に係る項目(1)から(5)において「乙」という。）から QST（以下、著作権に係る項目(1)から(5)において「甲」という。）に移転する。また、甲は納入されたデータから、二次的著作物の作成ならびに配布（形態は問わない）を行う場合がある。乙は、甲および甲が指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本契約において、他者が著作権を有する著作物（画像、フォント等）を乙が新たに追加する場合は、納品物を使用することで甲が著作権を侵害しないよう、乙が適切に（法的に）処置すること。具体的には、画像やフォントの使用権を得るとともに、甲が納品物を使用する場合に、甲が著作権侵害で訴えられることのないよう、著作者に対し使用料を支払うなどして許諾を得ること。使用料が必要な場合、その使用料は本契約に含まれるものとし、甲は新たに料金を支払わない。
- (3) 甲から、他者が著作権を有する著作物の使用の有無の開示要求があった場合は、乙は 5 営業日以内に回答すること。
- (4) 乙、乙の従業員あるいは乙が契約した者（職種は特定しないが、デザイナーを想定。本条項において以下「デザイナー」という。）が本契約のために作成した著作物の著作財産権は甲に帰属するものとし、デザイナーは著作者人格権を行使しないものとする。乙は、デザイナーの著作権が甲に譲渡されるよう、また、デザイナーが著作者人格権を行使しないよう、デザイナーとの契約（デザイナーが乙の作業員の場合は社内規定）を整備すること。

2. 機密保持

- (1) 受注者は、本契約の履行上知り得た機密事項及び個人情報については、他に公言・持ち出し・利用をしないこと。万一、機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、速やかに QST に報告すること。
- (2) QST から渡された資料等は、他に流用しないこと。
- (3) 受注者は、契約完了後は適切な方法により、上記にて知り得た情報及び上記にて提供した素材等の関連データ等の消去を行うこと。
- (4) QST が一時的に電子データ等（物品を含む）を受注者に預ける場合は、預り証に受注者（受注者の従業員を含む）の押印あるいは署名を求める場合がある。受注者は、合理的理由がない限りこれを拒むことができない。
- (5) 上記(1)～(4)に反した場合は、QST は本契約を解除するとともに、受注者は受注者の責任において QST に生じた損害を賠償すること。